

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案・新旧対照条文 目次

○ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（抄）（第一条関係）	1
○ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（抄）（第二条関係）	3

○ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案

第七条の二 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の地域手当、通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十」とあるのは、「百分の百六十七・五」とし、同条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。

別表第三（第三条関係）

官 職 名	俸 給 月 額	
秘書官	十二号俸	五八六、二〇〇円
	十一号俸	五五五、五〇〇円
	十号俸	五二五、五〇〇円
	九号俸	四九三、九〇〇円
	八号俸	四六三、四〇〇円
	七号俸	四三六、〇〇〇円
	六号俸	四〇〇、七〇〇円
	五号俸	三六二、二〇〇円
	四号俸	三二六、四〇〇円

現 行

第七条の二 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の地域手当、通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十」とあるのは、「百分の百六十二・五」とし、同条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。

別表第三（第三条関係）

官 職 名	俸 給 月 額	
秘書官	十二号俸	五八六、二〇〇円
	十一号俸	五五五、五〇〇円
	十号俸	五二五、五〇〇円
	九号俸	四九三、九〇〇円
	八号俸	四六三、四〇〇円
	七号俸	四三六、〇〇〇円
	六号俸	四〇〇、七〇〇円
	五号俸	三六二、二〇〇円
	四号俸	三二六、四〇〇円

一号俸	二六五、二〇〇円	二九五、二〇〇円
二号俸	二七三、三〇〇円	二九五、二〇〇円
三号俸		
一号俸	二六四、七〇〇円	二九五、二〇〇円
二号俸	二七三、三〇〇円	二九五、二〇〇円
三号俸		

○ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
<p>第七条の二 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の地域手当、通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十」とあるのは、「<u>百分の百六十五</u>」とし、同条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。</p>	<p>第七条の二 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の地域手当、通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十」とあるのは、「<u>百分の百六十七・五</u>」とし、同条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。</p>